明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（五六）　二
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（五七）　一五
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）　一九
○国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四三）　三
〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務六一）　三
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六九）　三
〔告　示〕
○国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に記載すべき事項を廃止する件（内閣府三二八）　三
○国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件の一部を改正する件（同三二九）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第五六号）（内閣府本府）

一　国家戦略特別区域法の一部改正関係

1　次に掲げる法律の特例及び課税の特例に関する措置について追加することとした。

㈠　公証人法の特例を定めることとした。（第一二条の二関係）

㈡　学校教育法等の特例を定めることとした。（第一二条の三関係）

㈢　児童福祉法等の特例を定めることとした。（第一二条の四関係）

㈣　医療法の特例を定めることとした。（第一四条の二関係）

㈤　水産業協同組合法の特例を定めることとした。（第一四条の三関係）

㈥　国有林野の管理経営に関する法律の特例を定めることとした。（第一六条の二関係）

㈦　出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとした。（第一六条の三及び第一六条の四関係）

㈧　国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。（第一九条の二関係）

㈨　都市公園法の特例を定めることとした。（第二〇条の二関係）

㈩　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例を定めることとした。（第二〇条の三関係）

⑴　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を定めることとした。（第二四条の二関係）

⑵　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第一七条等の特例等に関する法律の特例を定めることとした。（第二四条の三関係）

⑶　特定非営利活動促進法の特例を定めることとした。（第二四条の四関係）

⑷　課税の特例を定めることとした。（第二七条の二～第二七条の四関係）

2　雑則

㈠　新たに法人を設立しようとする者に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三六条の二関係）

㈡　創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三六条の三関係）

㈢　我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進に係る規定を定めることとした。（第三七条の二関係）

二　構造改革特別区域法の一部改正関係

1　次に掲げる法律の特例に関する措置について追加することとした。

㈠　通訳案内士法の特例を定めることとした。（第一九条の二関係）

㈡　道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例を定めることとした。（第二八条の三関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五七号）（経済産業省）

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正関係

1　新規中小企業者・国等の定義

この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が一〇年未満の個人又は設立の日以後の期間が一〇年未満の会社に該当するものをいうこととし、「国等」とは、国及び公庫等をいうこととした。（第二条第二項及び第三項関係）

2　受注機会の増大の努力

国等は、国等の契約を締結するに当たっては、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努め、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならないこととした。（第三条関係）

3　国等の契約の基本方針の作成等

国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成し、各省各庁の長等は、毎年度、基本方針に即して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成することとした。（第四条第一項及び第五条第一項関係）

4　国等の契約の実績の概要の通知及び公表

各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣は、当該通知を受けたときは遅滞なく、その内容を公表しなければならないこととした。（第六条関係）

5　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長等の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報提供その他必要な協力の業務を行うこととした。（第九条関係）

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係

1　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加

市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に関し必要な協力を行うこととした。（第一五条第二項第四号関係）

2　検査権限の委任

主務大臣は、機構等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任することとした。（第二六条の二第一項及び第三項関係）

三　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正関係

1　地域産業資源活用事業の追加

この法律における「地域産業資源活用事業」に関し、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験等をその特徴とする役務の開発、提供又は需要の開拓を追加することとした。（第二条第三項第二号関係）